

令和7年度愛媛県体験コンテンツ造成・販売支援事業業務委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度愛媛県体験コンテンツ造成・販売支援事業

2 委託料（上限額）

3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 委託目的

国内旅行における近年の旅行需要は、個人・小グループ化の傾向が高まるとともに、オンライン上での予約、購入手続きが拡大している。これらの需要に対応するため、令和5年度には、「しまなみ海道サイクリング」、「石鎚山登山」、「滑床キャニオニング」等の地域資源を活用したアクティビティ体験コンテンツのブラッシュアップ及びOTAへの登録促進を図るとともに、OTA上でのプロモーションを行った。

また、本県を訪れる観光客の分析では、子育て後の夫婦やカップルが多く、温泉やグルメに次いで歴史・文化体験、自然景観を求める傾向にあり、そういった層に合ったソフトな体験コンテンツの充実を図るため、令和6年度はこれまであまり掘り起こせていない本県の歴史・文化資源や、瀬戸内海クルーズ等の自然景観を楽しむ体験コンテンツについて専門家派遣等を通じてブラッシュアップを推進し、OTA登録の促進と合わせてOTA上での訴求力のあるキャンペーン（特設サイト構築、クーポン配布）やSNS発信強化等を通じたプロモーションを展開した。

本年度は、本県観光キャッチコピー「疲れたら、愛媛。」（※）の更なる浸透を目指し、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえた「癒し」を軸とする体験コンテンツの造成・ブラッシュアップを行う。

また、現在、多くの体験コンテンツがある中で、“利用される”体験コンテンツを確立するため、観光客が旅ナカで即時に予約し、体験できる仕組みを作り、予約利便性の向上を図る。

本事業では、体験コンテンツの造成・ブラッシュアップ及び販売支援を図ることで滞在時間の延長を促進し、宿泊日数の増加に繋げることを目的とする。

※「疲れたら、愛媛。」・・・温泉、食、歴史・文化、自然景観等の愛媛県の強みである「癒し」を中心にした観光プロモーション

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 ターゲット

以下のとおり設定する。

- （1）エリア…近畿圏、首都圏、近隣県（特に四国、広島県、大分県）
- （2）ペルソナ…夫婦・カップル（子育てを終えた層、シニアを含む。）
近隣県についてはファミリー層も想定

6 業務内容

(1) 「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえた「癒し」を軸とする体験コンテンツの造成・ブラッシュアップ

体験コンテンツ提供事業者（以下「提供事業者」という。）に対し専門家を派遣し、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえ、「癒し」を軸とする体験コンテンツの造成・ブラッシュアップに係る以下に掲げる全ての業務を実施すること。加えて、造成・ブラッシュアップした体験コンテンツは、利用者が旅ナカで即時に予約・体験できる仕組みとすること。

造成・ブラッシュアップの対象となる体験コンテンツは、提案後、四国観光立県推進愛媛協議会と協議し、決定すること。

また、造成・ブラッシュアップする体験コンテンツは、既に何らかの手段で即時予約できる手段を持たないものに限ることとする。

なお、「即時に予約できる」とは、体験当日の午前中に午後の予約ができる、体験前日に予約ができることを想定している。

選定する体験コンテンツにおいては、「5」を踏まえ、明確にターゲットを設定すること。

【体験コンテンツの造成・ブラッシュアップに係る業務】

- ・造成・ブラッシュアップを行う体験コンテンツの選定
- ・専門家による体験コンテンツの内容調査
- ・体験コンテンツ内容の充実度向上のための提供事業者へのアドバイス
- ・造成・ブラッシュアップ（体験コンテンツタリフの作成を含む。）
- ・その他造成・ブラッシュアップに必要な業務

※体験コンテンツに係る資源の例

- | | |
|---------------------|-----------|
| ①自然景観＝自然の中でのアクティビティ | ③食＝豊かな食 |
| ②歴史・文化＝歴史ある町並み | ④温泉＝癒しの温泉 |

【KPI】

少なくとも10件の体験コンテンツを造成またはブラッシュアップを行うこと。なお、東予・中予・南予のバランスを意識すること。

(2) 体験コンテンツの販売支援・情報発信

(1) で造成・ブラッシュアップを実施した体験コンテンツについて、効果的なOTAやWEB予約サイトへの登録等の販売支援を行うこと。

また、販売支援に加えて、愛媛県公式観光サイト「いよ観ネット」（「疲れたら、愛媛。おかえりに出会う旅。」サイトも含む）への体験コンテンツ掲載等による情報発信を行うこと。

(3) 独自提案事項について

(1)、(2) 以外に、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。ただし、実施に要する経費は、必須提案事項に要する経費と合わせて、委託料の上限の範囲内とする。

7 事業実施スケジュール

事業実施に当たり効果的な時期を受託者において設定すること。

8 事業実施・企画提案に当たっての留意事項

- (1) 体験コンテンツの造成・ブラッシュアップにあたっては、「疲れたら、愛媛。」の世界観を踏まえ、特に宿泊日数の増加に繋がる新しい仕組みづくり（例：ナイトコンテンツや早朝コンテンツ）を工夫することとし、単なる既存体験コンテンツの組み合わせとすることがないように留意すること。また、既存体験コンテンツの造成・ブラッシュアップの前後が分かるように提案すること。
- (2) (1)の新しい仕組みづくりについて、事業者やその他地域の関係者に十分に調査を行い、理解を得られるものとする。
- (3) 販売支援について、OTAへの登録は必須ではないが、体験コンテンツの利用に繋がる効果的な方法（オンライン・オフラインを問わない。）を提案すること。また、受託者が運営するWEB予約サイトで販売する場合は、販売数が把握できるものとする。
- (4) 提供事業者の都合等により、WEB予約サイトへの登録を行わない場合であっても、販売数が把握できるよう、提供事業者との調整を行うこと。
- (5) OTA・WEB予約サイトへの登録においては、提供事業者のコンピュータ操作スキルに合わせて柔軟に対応可能な実施体制を整えること。
- (6) OTA・WEB予約サイトへの登録においては、地図情報サービス（例：Google ビジネスプロフィール等）への情報入力支援を合わせて行うほか、予約検索表示サービス（例：Google Things to do 等）の活用支援にも努めること。
- (7) 情報発信について、画像データの調達・紹介文の作成等を行うこと。
- (8) 販売支援について、プロモーション（キャンペーン等）は実施しない。
- (9) 本事業実施期間内において、四国観光立県推進愛媛協議会が求める場合は、速やかに観光体験コンテンツタリフを作成し、提出すること。

9 成果品の提出

・業務実施報告書

受託者は、本業務完了後、速やかに委託契約書に規定する業務実施報告書を提出すること。同報告書には、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、体験コンテンツ造成・ブラッシュアップ及び販売支援を行った体験コンテンツの体験コンテンツタリフ、販売実績、本業務により得られた各種データを活用した効果検証（定量的データ分析等）や今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

・種類等：紙媒体（3部）、CD-R（1枚）

10 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、四国観光立県推進愛媛協議会に帰属する。また、四国観光立県推進愛媛協議会が認める場合を除き、成果品に係る著作人格権を行使できないものとする。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、四国観光立県推進愛媛協議会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりにする。

ウ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

エ 著作権等の取扱いについて、ここに記載のない事項については、四国観光立県推進愛媛協議会と受託者で協議のうえ、処理することとする。

11 その他留意事項

(1) 本業務の推進に当たり、実施内容を事前に協議するなど、四国観光立県推進愛媛協議会との緊密な連携の下、迅速かつ効率的、効果的な遂行を心掛けるものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて四国観光立県推進愛媛協議会と協議のうえ、処理するものとする。

(3) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、あらかじめ四国観光立県推進愛媛協議会に報告して承認を得た場合はこの限りではない。

(4) 本業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理するとともに、常にその収支の状況を明らかにし、本業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間、これらを保管しなければならない。

(5) 本業務で制作した広報体験コンテンツ等は、本業務において使用する以外に、来年度以降も各種プロモーション等での活用を想定しているため、出演者を使用する場合には出演者等にその旨の承諾を得ること。

(6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

(7) 事業実施に際しては、様々な国内情勢に応じて情報発信エリアの限定やタイミングの調整、さらには、業務執行中であっても発信を停止することも含めて、委託者において検討のうえ決定し、指示する場合があるので、受託者は柔軟に対応すること。